

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

令和8年3月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和7年度清水町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務【令和7年10月31日申請受付終了】 (2)令和7年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務 (3)令和7年度清水町物価高対応子育て応援手当支給事務
③システムの名称	臨時給付金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
清水町物価高騰対応臨時給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	清水町保健福祉課、子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉課長、子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒089-0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 清水町保健福祉課福祉係 電話 0156-69-2222 清水町子育て支援課児童保育係 電話 0156-69-2226
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒089-0111 北海道上川郡清水町南3条2丁目1番地 清水町保健福祉課福祉係 電話 0156-69-2222 清水町子育て支援課児童保育係 電話 0156-69-2226
⑨規則第9条第2項の適用	<input type="checkbox"/> 適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	係内において複数人でのチェック体制を構築し、人為的ミスを未然に防ぐよう努めている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	外部と分離されたサーバーにより情報管理されており、漏えい・滅失・毀損のリスクは低い。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月12日	I 関連情報 ② 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和5年度清水町住民税非課税世帯等生活支援給付金(追加給付)支給事務【令和6年4月30日申請受付終了】</p> <p>(2)清水町令和5年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】</p> <p>(3)清水町令和5年度低所得者の子育て世帯への加算給付金支給事務【令和6年8月30日申請受付終了】</p> <p>(4)令和6年度清水町新たな住民税非課税世帯等生活支援給付金支給事務</p> <p>(5)令和6年度清水町低所得者の子育て世帯への加算給付金支給事務</p> <p>(6)令和6年度清水町定額減税補足給付金(調整給付)支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和6年度清水町新たな住民税非課税世帯等生活支援給付金支給事務【令和6年11月22日申請受付終了】</p> <p>(2)令和6年度清水町低所得者の子育て世帯への加算給付金支給事務【令和6年11月22日申請受付終了】</p> <p>(3)令和6年度清水町定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年11月29日申請受付終了】</p> <p>(4)令和6年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務</p>	事前	<p>令和6年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務に係る、対象世帯の抽出作業等の開始に伴う評価書の変更</p> <p>事業終了による、記載事項の削除及び変更を併せて行う。</p>
令和7年3月21日	I 関連情報 ② 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和6年度清水町新たな住民税非課税世帯等生活支援給付金支給事務【令和6年11月22日申請受付終了】</p> <p>(2)令和6年度清水町低所得者の子育て世帯への加算給付金支給事務【令和6年11月22日申請受付終了】</p> <p>(3)令和6年度清水町定額減税補足給付金(調整給付)支給事務【令和6年11月29日申請受付終了】</p> <p>(4)令和6年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和6年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務【令和7年2月28日申請受付終了】</p> <p>(2)清水町令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金支給事務</p> <p>(3)清水町低所得者の子育て世帯への加算給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)支給事務</p>	事前	<p>清水町令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金及び当該給付金に係る子ども加算給付金の支給事務に係る、対象世帯の抽出作業等の開始に伴う評価書の変更</p> <p>事業終了による、記載事項の削除及び変更を併せて行う。</p>
令和7年8月13日	I 関連情報 ② 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和6年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務【令和7年2月28日申請受付終了】</p> <p>(2)清水町令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金支給事務</p> <p>(3)清水町低所得者の子育て世帯への加算給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)清水町令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金支給事務【令和7年7月31日申請受付終了】</p> <p>(2)清水町低所得者の子育て世帯への加算給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)支給事務【令和7年7月31日申請受付終了】</p> <p>(3)令和7年度清水町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務</p>	事前	<p>令和7年度清水町定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務に係る、対象世帯の抽出作業等の開始に伴う評価書の変更</p> <p>事業終了による、記載事項の削除及び変更を併せて行う。</p>
令和7年11月28日	I 関連情報 ② 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)清水町令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金支給事務【令和7年7月31日申請受付終了】</p> <p>(2)清水町低所得者の子育て世帯への加算給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)支給事務【令和7年7月31日申請受付終了】</p> <p>(3)令和7年度清水町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)令和7年度清水町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務【令和7年10月31日申請受付終了】</p> <p>(2)令和7年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務</p>	事前	<p>令和7年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給事務に係る、対象世帯の抽出作業等の開始に伴う評価書の変更</p> <p>事業終了による、記載事項の削除及び変更を併せて行う。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 ② 事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和7年度清水町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務【令和7年10月31日申請受付終了】 (2)令和7年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和7年度清水町定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務【令和7年10月31日申請受付終了】 (2)令和7年度清水町高齢者世帯等生活支援給付金支給事務 (3)令和7年度清水町物価高対応子育て応援手当支給事務	事前	令和7年度清水町物価高対応子育て応援手当の支給事務に係る、対象世帯の抽出作業等の開始に伴う評価書の変更
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	清水町保健福祉課	清水町保健福祉課、子育て支援課	事前	令和7年度清水町物価高対応子育て応援手当の実施による追記
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	保健福祉課長	保健福祉課長、子育て支援課長	事前	令和7年度清水町物価高対応子育て応援手当の実施による追記
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	清水町保健福祉課福祉係 〒089-0111 北海道 上川郡清水町南3条2丁目1番地 電話 0156-69-2222	〒089-0111 北海道 上川郡清水町南3条2丁目1番地 清水町保健福祉課福祉係 電話 0156-69-2222 清水町子育て支援課児童保育係 電話 0156-69-2226	事前	令和7年度清水町物価高対応子育て応援手当の実施による追記
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	清水町保健福祉課福祉係 〒089-0111 北海道 上川郡清水町南3条2丁目1番地 電話 0156-69-2222	〒089-0111 北海道 上川郡清水町南3条2丁目1番地 清水町保健福祉課福祉係 電話 0156-69-2222 清水町子育て支援課児童保育係 電話 0156-69-2226	事前	令和7年度清水町物価高対応子育て応援手当の実施による追記
	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年11月1日時点	令和8年2月4日時点	事前	時点修正
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年11月1日時点	令和8年2月4日時点	事前	時点修正